

# 地方債制度等について



総務省

平成31年2月5日(火)

自治財政局地方債課長

伊藤 正志

# 目次

1	地方債制度	・ ・ ・ ・ ・	P 1
2	地方債計画	・ ・ ・ ・ ・	P 10
3	地方債資金	・ ・ ・ ・ ・	P 27
4	宝くじ	・ ・ ・ ・ ・	P 39

# 1 地方債制度

# 地方債の定義

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担し、課税権を実質的な担保とした債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいい、証書借入又は証券発行の形式を有している。

	地方債	国債
原則	<p>地方財政法第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公営企業に要する経費の財源</li> <li>2. 出資金及び貸付金の財源</li> <li>3. 地方債の借換えのために要する経費の財源</li> <li>4. 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源</li> <li>5. 公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費の財源</li> </ol>	<p>財政法第4条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。</p> <p>※「公共事業費」の範囲については、一般会計予算 予算総則に列挙 (例) 文部科学省: 公立文教施設整備費 厚生労働省: 児童福祉施設整備費 国土交通省: 下水道事業費 環境省 : 廃棄物処理施設整備費 等</p>
例外	<p>他の法律による特例措置 (例)・過疎対策事業債 → 過疎地域自立促進特別措置法第12条 (平成22年度からソフト事業経費も対象) ・臨時財政対策債 → 地方財政法第33条の5の2 ・旧合併特例事業債 → 市町村の合併特例に関する法律</p>	<p>赤字国債を発行する場合には、毎年度特例公債法を制定</p>

# 地方債を起こすことができる経費

地方公共団体の歳出は、原則として地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならないが、地方債をもってその財源とすることができるものとして、次のように規定されている。

## 【地方財政法第5条によるもの】

- ① 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業に要する経費の財源とする場合
  - ② 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
  - ③ 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
  - ④ 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合  
    災害応急事業：流失橋りょうの応急架設等災害に際し応急に採られる措置  
    災害復旧事業：河川、港湾、道路等の公共土木施設、農業用施設、林道施設等の農林水産業施設、学校、庁舎等の公共公用施設の災害復旧事業  
    災害救助事業：災害救助法に基づく救助のためのものであって、収容施設の供与、生活必需品の給付等の事業
  - ⑤ 学校その他文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(※)及び公共用若しくは公用に供する土地等としてあらかじめ取得する土地の購入費の財源とする場合  
    公共施設：住民の使用又は利用に供するために行政主体が設ける施設  
        (地方財政法第5条第5号に掲げられた学校、保育所、道路、河川、港湾等は公共施設の例)  
    公用施設：行政目的のために行政主体が直接使用するために設ける施設
- ※ 公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。

## 【特別法等によるものの例】

- ⑥ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地対策事業債
- ⑦ 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎対策事業債
- ⑧ 市町村の合併の特例に関する法律第11条の2の規定に基づく合併特例債
- ⑨ 地方財政法第33条の5の2の規定に基づく臨時財政対策債
- ⑩ 地方財政法第33条の5の5の規定に基づく退職手当債
- ⑪ 地方財政法第33条の5の8の規定に基づく公共施設等の除却に係る地方債

# 地方債の機能

## ① 財政支出と財政収入の年度間調整

公共施設の建設事業や災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債の発行により所要資金を調達することにより、当該事業の円滑な執行が確保できるとともに、これに係る財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能を有している。

## ② 住民負担の世代間の公平のための調整

将来、便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かちことを可能としている。なお、こうしたことから、地方債の償還年限は、その地方債を財源として建設した公共公用施設の耐用年数を超えてはならないこととされている。

## ③ 一般財源の補完

地方債は、その発行年度について見れば、地方税、地方交付税等の一般財源の不足を補完する機能を有しており、一定の機動性と弾力性をもった地方財源の確保方策として重要な役割を担っている。

## ④ 国の経済政策との調整

行政投資の多くが地方公共団体により実施されていることなどから、国が行う経済政策も地方財政と一体となっ行われなければ実効性に乏しいが、地方を通じて実施される建設事業費の財源となる地方債は、その発行量の増減によって事業量を調整することが可能であり、景気対策等において重要な機能を果たしている。

# 地方債資金の借入れ

## ① 借入先

地方債の 資金	公的資金	財政融資資金	財務省が財政融資資金特別会計において国債を発行して資金調達したもの
		地方公共団体金融機構資金	すべての都道府県、市町村が共同で設立した機構が市場で債券を発行して調達したもの
	民間等資金	銀行等引受資金	指定金融機関やそれ以外の銀行・信用金庫・信用組合・農協あるいは共済組合等から借り入れるもの
		市場公募資金	債券発行市場において公募により借り入れるもの

## ② 借入れの形態

### ◆ 証書借入方式

地方公共団体が借入先に借用証書を提出して資金の貸付けを受ける方法（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金はすべてこの方式による）

### ◆ 証券発行方式

地方公共団体が地方債証券を発行し、それを金融機関が引き受けたり、市場において公募したりすることによって資金を調達する方式。地方債証券は当初に引き受けた金融機関や購入した投資家から他の金融機関や投資家に売却され、市場で流通することも多い。

## ③ 借りる額の計算方法

- ・対象事業が地方債のどの事業区分に当てはまるかを「地方債同意等基準」（総務省告示）、「地方債同意等基準運用要綱」（総務副大臣通知）で確認
- ・事業費（国庫補助事業の場合は地方負担額）のうち地方債をどれだけ発行できるのかを「地方債充当率」（総務省告示）で確認

# 地方債制度の変遷

平成18年4月

## 許可制から協議制に移行

平成10年5月  
平成12年4月

「地方分権推進計画」の閣議決定  
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行

(実質公債費比率) 18%

協議	早期是正措置としての地財法許可
	公債費負担適正化計画

※ 実質公債費比率…地方公共団体の財政規模に対する元利償還費の割合を示す指標



平成21年4月

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の全面施行

(実質公債費比率) 18% 25% 35%

協議	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可
	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化) 財政再生計画(財政再生)



平成24年4月

## 届出制の導入

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行により、届出制を導入

(実質公債費比率) 18% 25% 35%

届出 (公的資金※は協議)	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可
	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化) 財政再生計画(財政再生)

※ 公的資金のうち特別転貸債及び国の予算等貸付金については、届出対象である(H28年4月～)

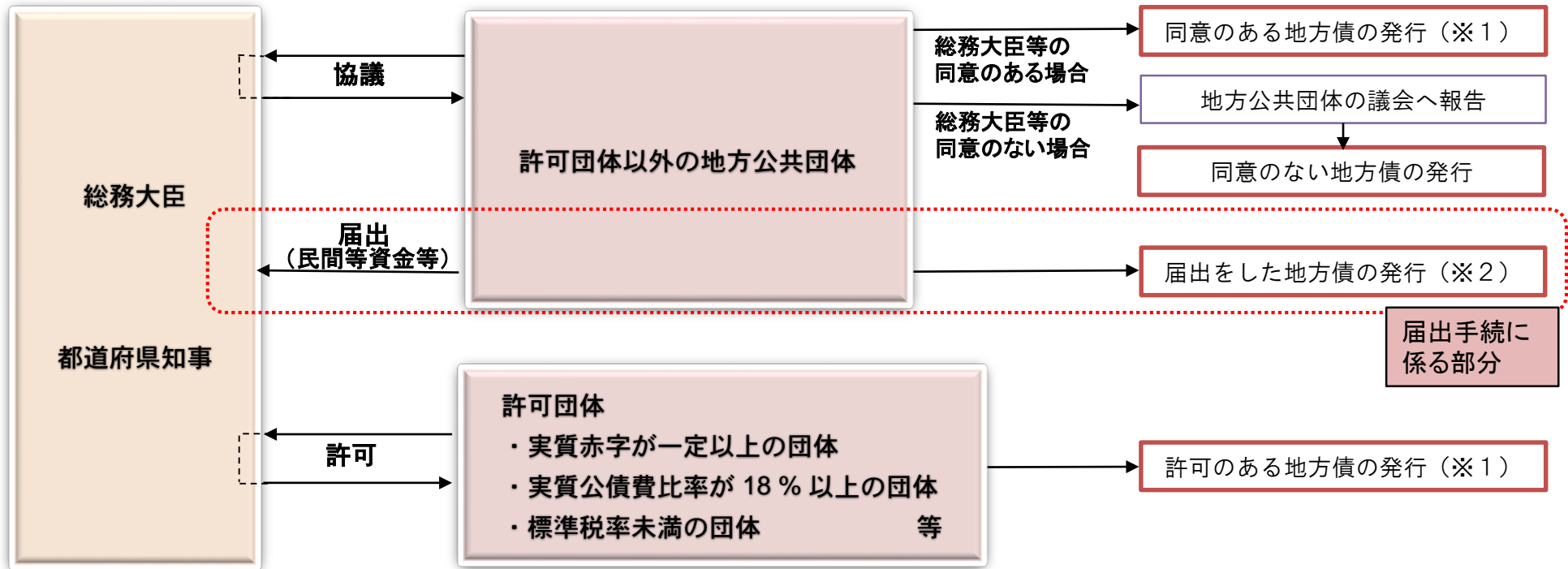
平成28年4月

## 届出制の拡大

※地方交付税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第14号)の施行により、地方債の協議不要基準を緩和し、従来の協議対象を、原則届出対象化  
(例:協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値を、16%未満から18%未満に緩和)



# 地方債の発行手続の流れ



※1 総務大臣等の同意(許可)のある地方債に対し、  
 ・元利償還金の地方財政計画への算入  
 ・公的資金の充当

※2 届出をした地方債のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものに対し、  
 ・元利償還金の地方財政計画への算入  
 ・公的資金のうち、特別転貸債、国の予算等貸付金の充当

# 地方債同意等基準等について

## 1. 地方債同意等基準（告示）

「地方債同意等基準」は、総務大臣及び都道府県知事の地方債の同意・許可に当たっての基本方針を定めるもの

地方債同意等基準において示されている主な事項

- ・ 地方債同意等基準の策定方針
- ・ 地方債協議等のスケジュール
- ・ 協議団体に係る同意基準（地方債を財源とする事業、償還年限の考え方、資金等）
- ・ 事業区分ごとの対象事業
- ・ 簡易協議の手続
- ・ 許可団体に係る許可基準
- ・ 財政再生団体に係る許可基準

【参考】地方財政法（昭和二十三年法律第百九号） 抄

第五条の三 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め…、これらを公表するものとする

## 2. 地方債同意等基準運用要綱（副大臣通知）

「地方債同意等基準運用要綱」は、同意等基準に基づく手続のうち簡易協議等手続、早期協議等手続、法令及び同意等基準の解釈等の技術的助言に関する一般的事項を規定しているもの

# 地方債の元利償還金に対する交付税措置の考え方

○ 地方債の元利償還金に対する交付税措置については、平成13年度の「骨太の方針」において、「地方団体の負担意識を薄める仕組みを縮小」すべきと指摘されたことなどを踏まえ、これまで順次、廃止・縮減を行ってきた。

○ 地方債の元利償還金に対する交付税措置は、現在、以下に該当するものに限定して行っている。

括弧内の数値  
左側：地方債充当率、  
右側：元利償還金の交付税算入率

・ 防災・減災対策など国民の生命、安全にかかわるもの

(事業例) 災害復旧事業(100% - 95%等)、緊急防災・減災事業(100% - 70%)、防災対策事業(75% - 30%等)

・ 全国的に見て財政需要が大きく偏在しているもの

(事業例) 直轄ダム(90% - 50%)、新直轄高速自動車国道(90% - 50%)、整備新幹線(90% - 50%等)、  
沖縄振興特別推進交付金事業(100% - 50%)

・ 国と地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題に対応するもの(措置年限等を限定した上で措置)

(事業例) 辺地対策事業(100% - 80%)、過疎対策事業(100% - 70%)、公共施設等適正管理(90% - 50%等)

【参考】平成27年3月6日 衆議院予算委員会 大臣答弁(抄)

例えば地方債の元利償還金、これに対して交付税措置をする、モラルハザードを起こすんじゃないかと、今の仕組みについていろいろおっしゃっていただきましたけれども、これまでもこれは順次廃止、縮減を行ってまいりました。

今、例えば、元利償還金に対して交付税措置をやっている、建設地方債についてそういう扱いをしているのは、防災・減災対策など国民の生命、安全にかかわるもの、それから全国的に見て財政需要が大きく偏在しているもの、例えば整備新幹線など、こういったものに絞り込んで、あと、国と地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題に対応するものにも、年限等を付した上で限定して行ってきております。

## 2 地方債計画

# 地方債計画について

## 1. 地方債計画の性格

地方債計画は、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類であり、国の予算、財政投融资計画及び地方財政対策等を踏まえて策定。

許可制度においては、運用上策定されていたものであるが、協議制度への移行に当たり、作成及び公表が法定（地方財政法第5条の3第10項）され、総務省告示として公表。

【参考】地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）抄

第五条の三 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、…第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額…に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

## 2. 地方債計画の役割

### ア 地方債同意・許可の量的基準

地方債計画は、同意・許可をする地方債の予定額の総額等に関する書類であることから、国や都道府県が地方債の同意・許可を行うに当たっての運用上の量的基準となる。

### イ 所要資金の確保

将来世代にわたって効用を発揮する道路、河川、上下水道等の社会資本整備に、地方債は欠くことのできない貴重な財源となっている。

そこで、公的資金を含め所要の資金を確保するため、地方債計画の策定を通じて地方債の原資を事業別に予定しておき、同意又は許可する際に地方債の資金供給別内訳を示すこととなる。

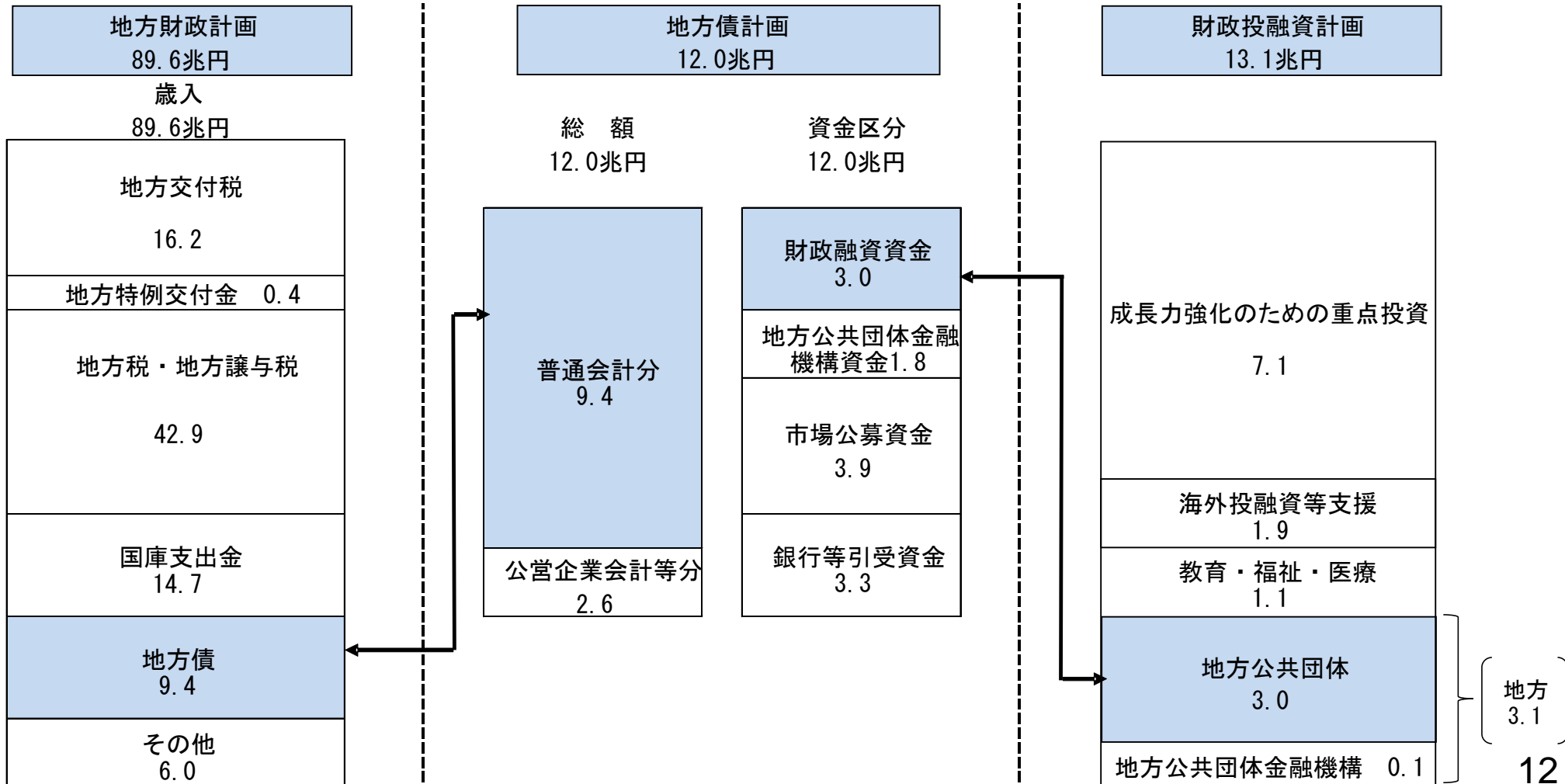
### ウ 地方公共団体の財政運営の指針

地方債計画における普通会計分の事業別内訳の合計額は、地方財政計画に計上された地方債の総額と一致するものであり、また、両計画に計上された臨時財政対策債の額についても双方一致するものである。

このように地方債計画は、地方財政計画とも密接に関連し、地方公共団体の財政運営の指針となっている。

# 平成31年度地方債計画の概要

- 地方債計画とは、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類である（地方財政法第5条の3第10項）。
- 地方債計画は、下図のとおり、地方財政計画や国の予算の一部である財政投融资計画と相互に関連している。



※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

# 平成31年度地方債計画のポイント

## 1 計画規模

- ・ 通常収支分については、総額1兆2兆56億円（前年度比3,600億円、3.1%増）を計上。
- ・ 東日本大震災分については、復旧・復興事業として総額28億円を計上。その全額について公的資金を確保。
- ・ 通常収支分と東日本大震災分を合わせた総額は、1兆2兆84億円（前年度比3,575億円、3.1%増）  
うち普通会計分：9兆4,294億円（前年度比2,076億円、2.3%増）  
公営企業会計等分：2兆5,790億円（前年度比1,499億円、6.2%増）

## 2 臨時財政対策債の発行

- ・ 地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債3兆2,568億円（前年度比7,297億円、18.3%減）を計上。

## 3 防災・減災・国土強靱化のための緊急対策の推進

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定、以下「3か年緊急対策」という。）に基づく補助事業等の着実な推進のため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業を創設することとし、6,084億円を計上。
- ・ 地方公共団体が、「3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業を創設することとし、3,000億円を計上。

## 4 公共施設等の適正管理の推進

- ・ 地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業の対象を拡大することとし、4,320億円を計上。

## 5 財政融資資金の償還期間の延長

- ・ 学校教育施設等整備事業（幼稚園その他の学校施設及び社会体育施設）について、20年以内（うち据置3年以内）を25年以内（うち据置3年以内）に延長。
- ・ 一般廃棄物処理事業について、15年以内（うち据置3年以内）を20年以内（うち据置3年以内）に延長。

## 6 地方公共団体金融機構資金の償還期間の延長等

- ・ 学校教育施設等整備事業（幼稚園その他の学校施設等）及び社会福祉施設整備事業について、20年以内（うち据置3年以内）を25年以内（うち据置3年以内）に延長。
- ・ 一般廃棄物処理事業について、15年以内（うち据置3年以内）を20年以内（うち据置3年以内）に延長。
- ・ 過疎対策事業（診療施設）について、地方公共団体金融機構資金を配分。

# 平成31年度地方債計画①

## 平成31年度地方債計画

(通常収支分)

(単位: 億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,627	16,476	151	0.9
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	-	6,084	皆増
3 公営住宅建設事業	1,140	1,130	10	0.9
4 災害復旧事業	955	873	82	9.4
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11	0.3
(1) 学校教育施設等	1,256	1,245	11	0.9
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	25,415	22,634	2,781	12.3
(1) 一般	2,113	2,332	△ 219	△ 9.4
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	-	3,000	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,085	125	2.5
(1) 辺地対策	510	485	25	5.2
(2) 過疎対策	4,700	4,600	100	2.2
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	59,978	50,734	9,244	18.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,946	5,389	557	10.3
2 工業用水道事業	307	216	91	42.1
3 交通事業	1,420	1,327	93	7.0
4 電気事業・ガス事業	262	225	37	16.4
5 港湾整備事業	569	508	61	12.0
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	3,822	183	4.8
7 市場事業・と畜場事業	362	358	4	1.1
8 地域開発事業	912	745	167	22.4
9 下水道事業	12,773	12,298	475	3.9
10 観光その他事業	154	169	△ 15	△ 8.9
計	26,710	25,057	1,653	6.6
合 計	86,688	75,791	10,897	14.4

(単位: 億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨時財政対策債	32,568	39,865	△ 7,297	△ 18.3
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	( 281 )	( 276 )	( 5 )	( 1.8 )
総 計	( 281 )	( 276 )	( 5 )	( 1.8 )
内 普通会計分	94,282	92,186	2,096	2.3
訳 公営企業会計等分	25,774	24,270	1,504	6.2
資金区分				
公 的 資 金	47,892	45,848	2,044	4.5
財 政 融 資 資 金	29,507	28,066	1,441	5.1
地方公共団体金融機構資金	18,385	17,782	603	3.4
(国の予算等貸付金)	( 281 )	( 276 )	( 5 )	( 1.8 )
民 間 等 資 金	72,164	70,608	1,556	2.2
市 場 公 募	39,400	38,200	1,200	3.1
銀 行 等 引 受	32,764	32,408	356	1.1

### その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

### (備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として56億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。



# 平成31年度地方債計画②

## 平成31年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)		増 減 率 (C)/(B) × 100
一般会計債						
	公営住宅建設事業	9	30	△	21	△ 70.0
	災害復旧事業	10	9		1	11.1
	一般単独事業	3	2		1	50.0
公営企業債						
	下水道事業	6	12	△	6	△ 50.0
国の予算等貸付金債		( 5 )	( 4 )	( 1 )	( 1 )	( 25.0 )
総 計		( 5 )	( 4 )	( 1 )	( 1 )	( 25.0 )
		28	53	△	25	△ 47.2
内 訳	普 通 会 計 分	12	32	△	20	△ 62.5
	公 営 企 業 会 計 等 分	16	21	△	5	△ 23.8
資 金 区 分	公 的 資 金					
	財 政 融 資 資 金	20	36	△	16	△ 44.4
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	8	17	△	9	△ 52.9
	( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )	( 5 )	( 4 )	( 1 )	( 1 )	( 25.0 )

その他同意等の見込まれる項目

- 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 平成31年度地方債計画③

平成31年度地方債計画  
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,627	16,476	151	0.9
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	-	6,084	皆増
3 公営住宅建設事業	1,149	1,160	△ 11	△ 0.9
4 災害復旧事業	965	882	83	9.4
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11	0.3
(1) 学校教育施設等	1,256	1,245	11	0.9
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	25,418	22,636	2,782	12.3
(1) 一般	2,116	2,334	△ 218	△ 9.3
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	-	3,000	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,085	125	2.5
(1) 辺地対策	510	485	25	5.2
(2) 過疎対策	4,700	4,600	100	2.2
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	60,000	50,775	9,225	18.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,946	5,389	557	10.3
2 工業用水道事業	307	216	91	42.1
3 交通事業	1,420	1,327	93	7.0
4 電気事業・ガス事業	262	225	37	16.4
5 港湾整備事業	569	508	61	12.0
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	3,822	183	4.8
7 市場事業・と畜場事業	362	358	4	1.1
8 地域開発事業	912	745	167	22.4
9 下水道事業	12,779	12,310	469	3.8
10 観光その他事業	154	169	△ 15	△ 8.9
計	26,716	25,069	1,647	6.6
合 計	86,716	75,844	10,872	14.3

(単位：億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨時財政対策債	32,568	39,865	△ 7,297	△ 18.3
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	( 286 )	( 280 )	( 6 )	( 2.1 )
総 計	( 286 )	( 280 )	( 6 )	( 2.1 )
内 普通会計分	94,294	92,218	2,076	2.3
記 公営企業会計等分	25,790	24,291	1,499	6.2
資金区分				
公 的 資 金	47,920	45,901	2,019	4.4
財 政 融 資 資 金	29,527	28,102	1,425	5.1
地方公共団体金融機構資金	18,393	17,799	594	3.3
(国の予算等貸付金)	( 286 )	( 280 )	( 6 )	( 2.1 )
民 間 等 資 金	72,164	70,608	1,556	2.2
市 場 公 募	39,400	38,200	1,200	3.1
銀 行 等 引 受	32,764	32,408	356	1.1

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として56億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 平成31年度地方債計画④

(参考)

## 平成31年度地方債計画について

平成31年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災・国土強靱化のための緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

### 1 通常収支分

#### (1) 概況

総額は1兆2兆56億円となり、前年度に比べて3,600億円、3.1%の増となっている。

このうち、普通会計分は9兆4,282億円で、前年度に比べて2,096億円、

2.3%の増、公営企業会計等分は2兆5,774億円で、前年度に比べて1,504億円、6.2%の増となっている。

#### (2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債3兆2,568億円(前年度に比べて7,297億円、18.3%の減)を計上している。

#### (3) 防災・減災・国土強靱化のための緊急対策の推進

① 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定、以下「3か年緊急対策」という。)」に基づく補助事業等の着実な推進のため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業を創設することとし、6,084億円を計上している。

② 地方公共団体が、「3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業を創設することとし、3,000億円を計上している。

#### (4) 緊急防災・減災事業の推進

地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業5,000億円を計上している。

#### (5) 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業の対象を拡大することとし、4,320億円を計上している。

#### (6) 過疎対策事業の推進

過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、過疎対策事業を充実することとし、4,700億円を計上している。

#### (7) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

住民生活に密接に関連した地方公営企業の社会資本の整備を着実に推進するため、上水道、下水道の広域化等の取組み、「3か年緊急対策」及び事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

#### (8) 公営企業会計の適用の推進

地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額を計上している。

#### (9) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の公的資金を確保するとともに、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

#### (10) 財政融資資金の償還期間の延長

① 学校教育施設等整備事業(幼稚園その他の学校施設及び社会体育施設)について、20年以内(うち据置3年以内)を25年以内(うち据置3年以内)に延長することとしている。

② 一般廃棄物処理事業について、15年以内(うち据置3年以内)を20年以内(うち据置3年以内)に延長することとしている。

#### (11) 地方公共団体金融機構資金の償還期間の延長等

① 学校教育施設等整備事業(幼稚園その他の学校施設等)及び社会福祉施設整備事業について、20年以内(うち据置3年以内)を25年以内(うち据置3年以内)に延長することとしている。

② 一般廃棄物処理事業について、15年以内(うち据置3年以内)を20年以内(うち据置3年以内)に延長することとしている。

③ 過疎対策事業(診療施設)について、地方公共団体金融機構資金を配分することとしている。

### 2 東日本大震災分

#### (1) 概況

復旧・復興事業として総額28億円を計上している。

#### (2) 地方債資金の確保

東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

# 平成31年度地方債計画⑤

## 【参考1】通常分・特別分の状況（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、％）

区 分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
普通会計分	94,294	92,218	2,076	2.3
通常分	52,926	43,553	9,373	21.5
特別分	41,368	48,665	△7,297	△15.0
臨時財政対策債	32,568	39,865	△7,297	△18.3
財源対策債	7,900	7,900	0	0.0
退職手当債	800	800	0	0.0
調整	100	100	0	0.0
公営企業会計等分	25,790	24,291	1,499	6.2
総 計	120,084	116,509	3,575	3.1
通常分	78,716	67,844	10,872	16.0
特別分	41,368	48,665	△7,297	△15.0

（注）公営企業会計等分はすべて通常分である。

## 【参考2】地方債資金の構成内訳（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、％）

区 分	平成31年度計画		平成30年度計画		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公 的 資 金	47,920	39.9	45,901	39.4	2,019	4.4
財政融資資金	29,527	24.6	28,102	24.1	1,425	5.1
地方公共団体金融機構資金	18,393	15.3	17,799	15.3	594	3.3
（国の予算等貸付金）	（286）	-	（280）	-	（6）	（2.1）
民 間 等 資 金	72,164	60.1	70,608	60.6	1,556	2.2
市場公募	39,400	32.8	38,200	32.8	1,200	3.1
銀行等引受	32,764	27.3	32,408	27.8	356	1.1
合 計	120,084	100.0	116,509	100.0	3,575	3.1

（注）1 市場公募地方債については、借換債を含め7兆900億円（前年度比2,100億円、3.1%増）を予定している。

2 国の予算等貸付金の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

# 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

## 1. 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業への対応

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業について、地方財政計画に計上するとともに、その地方負担について、地方財政措置を講ずる

### (1) 対象事業

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業

### (2) 事業年度

平成31・32年度

※ 平成30年度補正予算（第2号）に計上される「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業は、補正予算債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%）による措置を講ずる

### (3) 地方財政措置（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：50%

### (4) 事業費

1. 2兆円（平成31年度）

## 2. 「緊急自然災害防止対策事業費」の創設

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と連携しつつ、地方が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を地方財政計画に計上するとともに、地方財政措置を講ずる

### (1) 対象事業

安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業

#### 【対象施設】

治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、河川（護岸、堤防、排水機場等）、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、港湾・漁港防災 等

### (2) 事業年度

平成31・32年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）

### (3) 地方財政措置（緊急自然災害防止対策事業債）

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

### (4) 事業費

0. 3兆円（平成31年度）

# 公共施設等の適正管理の推進

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充(橋梁、都市公園施設等)

【地方債計画額 H29 : 3, 150億円 → H30 : 4, 320億円 → H31 : 4, 320億円】

期間:平成29年度から平成33年度まで(⑥は平成32年度まで(ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる))

## 公共施設等適正管理推進事業債

### ① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業      〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

### ② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設(道路(舗装、小規模構造物、橋梁等)、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定の規模以下等の事業)

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30~50%(注))

※下線部分を平成31年度から拡充

### ③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30~50%)

### ④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30~50%)

### ⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30~50%(注))

### ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率：90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

### ⑦ 除却事業

充当率：90%

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

※①~⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

# 市町村役場機能緊急保全事業について

- 熊本地震により、業務継続が確実に進むためには、業務を行う場である庁舎（行政の中核拠点）が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識されたところ
- 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を創設

## 1. 対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 上記以外であっても、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業は、本事業債の対象

## 2. 要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

## 3. 財政措置

(1) 地方債の充当率 起債対象経費の90%以内

(2) 交付税措置 起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

※地方債の充当残については、基金の活用が基本

## 4. 事業年度

緊急防災・減災事業債にあわせて、平成29年度から平成32年度まで

※ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置

## 5. 起債対象経費

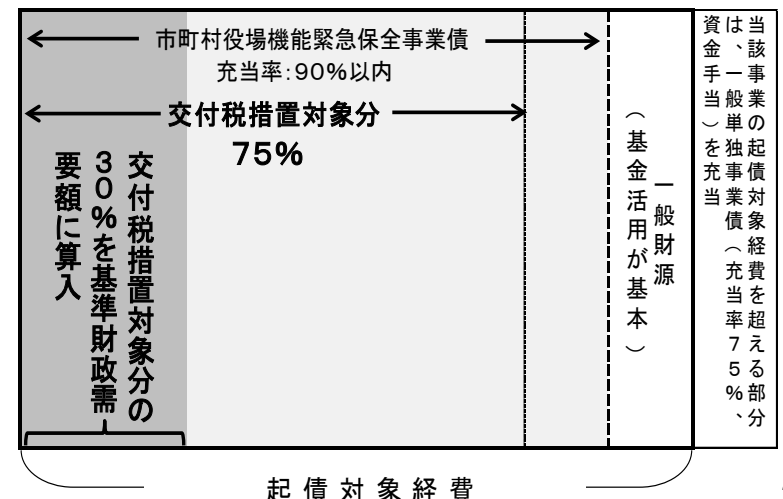
庁舎建替え事業費 × (建替前延床面積 又は 標準面積) / 新庁舎の面積

※対象面積の上限は、建替前延床面積と標準面積のいずれか大きい方の面積

※標準面積：入居職員数 × 35.3㎡

※用地費は、一般単独事業債（一般事業）による対応

<イメージ>



# 緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、平成31年度については5,000億円を計上

## 1. 対象事業 【地方単独事業(6)を除く】

<p>(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災拠点施設（地域防災センター等）</li> <li>○防災資機材等備蓄施設、拠点避難地</li> <li>○非常用電源</li> <li>○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等</li> <li>○避難路・避難階段</li> <li>○指定緊急避難場所や指定避難所において防災機能を強化するための施設</li> <li>○指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi・バリアフリー化に係る施設等）</li> <li>○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設</li> <li>○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等</li> <li>○消防団の機能強化を図るための施設・設備</li> <li>○消防水利施設</li> <li>○初期消火資機材</li> </ul>	<p>(3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、必要な防災対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転</li> </ul>
<p>(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線のデジタル化</li> <li>○全国瞬時警報システム（J-ALERT）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化</li> <li>○高機能消防指令センター（デジタル化に伴い整備するもの等）</li> <li>○防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設</li> <li>○災害時オペレーションシステム</li> </ul>	<p>(4) 消防広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等の増改築等</li> <li>○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備</li> <li>○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築</li> <li>○消防機関間の柔軟な連携・協力（共同化）に伴う高機能消防指令センターの整備</li> </ul>
	<p>(5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所とされている公共施設及び公用施設</li> <li>○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設</li> <li>○不特定多数の者が利用する公共施設</li> <li>○社会福祉事業の用に供する公共施設</li> <li>○幼稚園等</li> <li>※消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象</li> </ul>
	<p>(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金（※）の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業</p>

（※）防衛施設周辺的生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

## 2. 財政措置

- (1) 地方債の充当率 100%
- (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

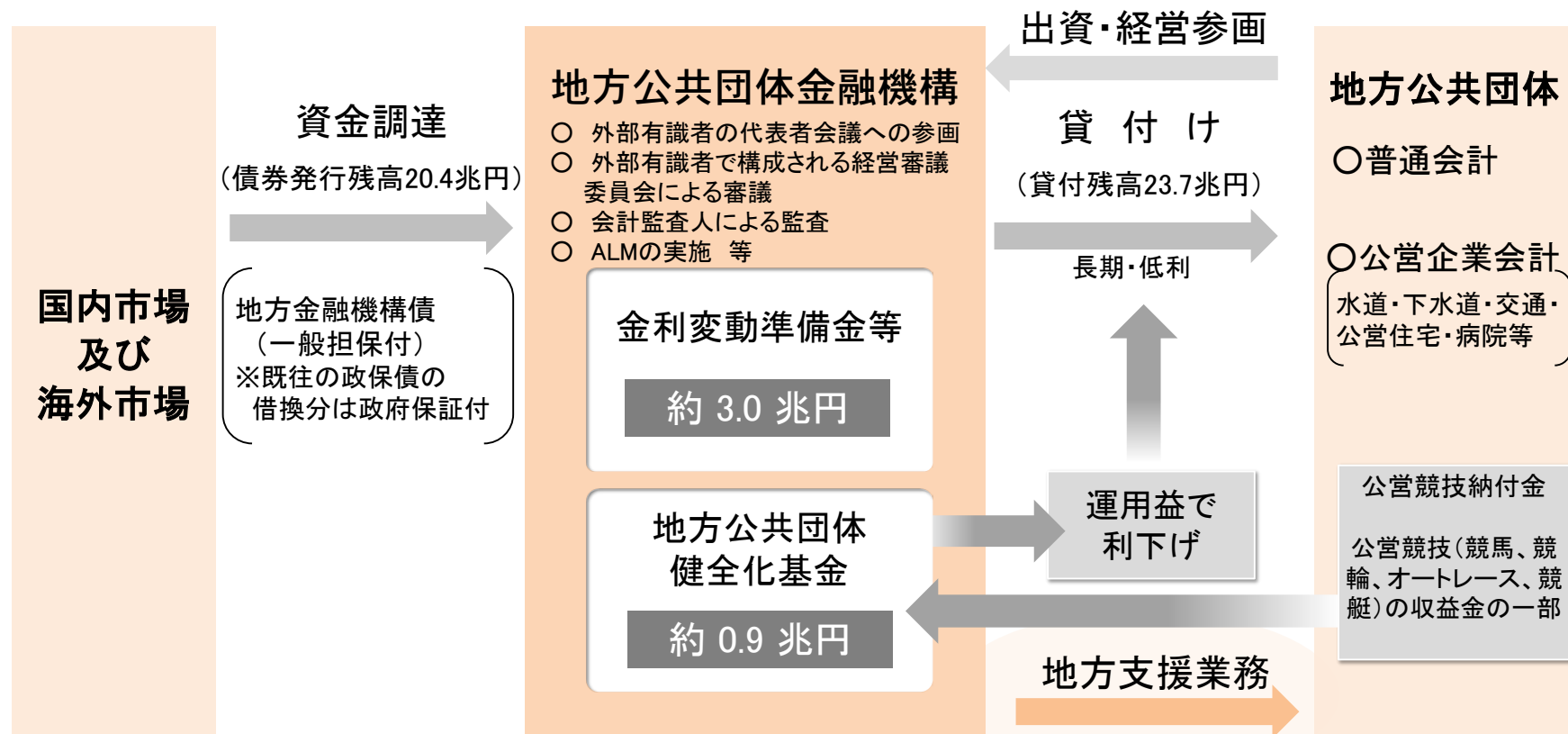
## 3. 事業年度

平成29年度から平成32年度（東日本大震災に係る復興・創生期間まで継続）



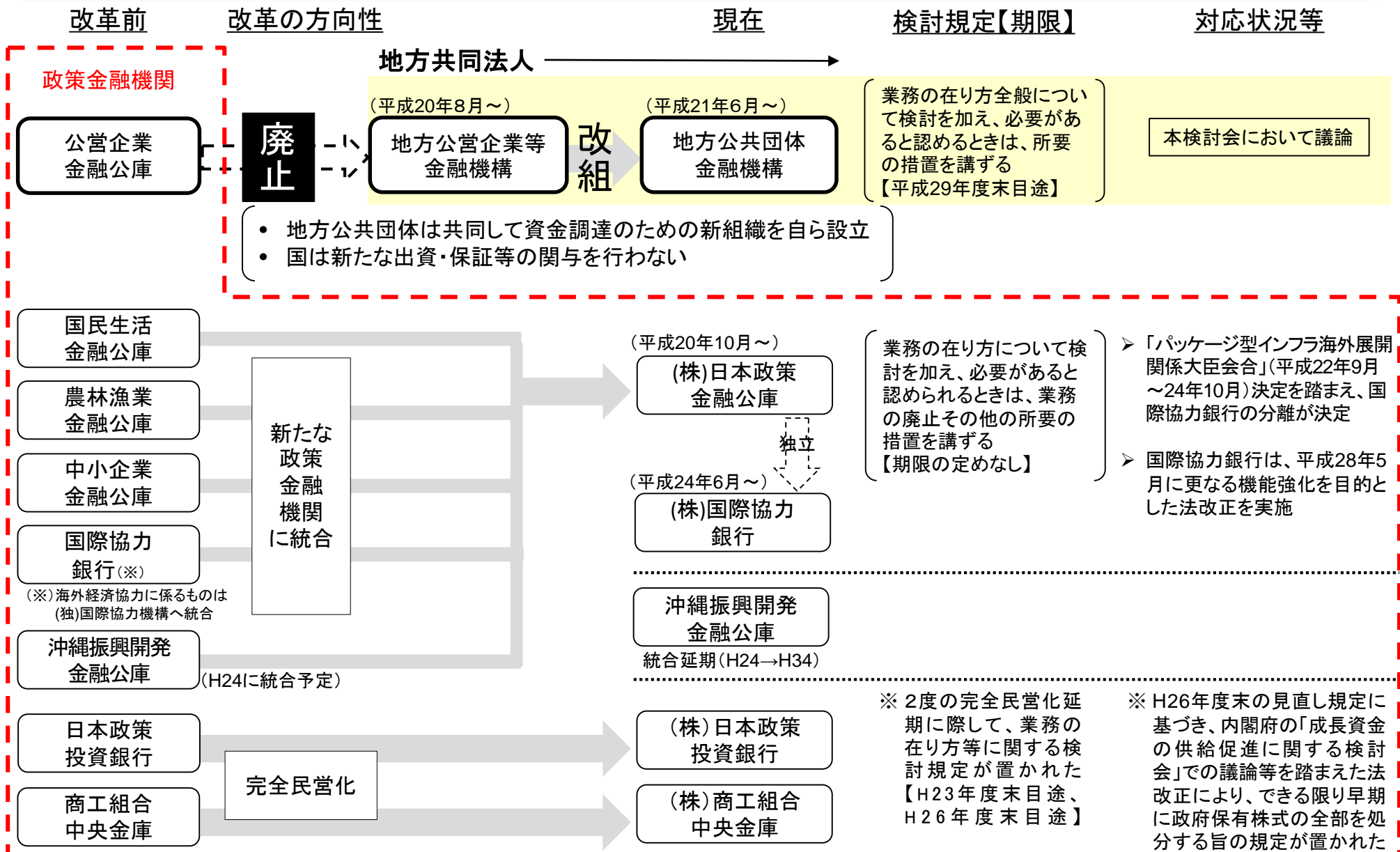
# 地方公共団体金融機構の概要

設置目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体に対し、長期かつ低利の地方債資金を融通</li> <li>地方公共団体の資本市場からの資金調達に関する支援業務</li> </ul>		
出資	全ての都道府県及び市区町村等1,789団体から約166億円（平成30年4月1日現在）		
貸付規模	1兆8,393億円（平成31年度地方債計画計上額。同計画に占める機構資金割合 15.3%）		
理事長	瀧野 欣彌	職員数	88人（平成30年4月現在）



※計数は平成30年3月末現在

# 政策金融改革の状況



# 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会

地方公共団体金融機構法附則第25条において、設立から約10年後の平成29年度末を目途として業務の在り方全般について検討する旨が規定されていることを踏まえ、地方財政審議会に検討会を設置し、検討を行った。

## 委員

### <地方財政審議会委員>

(会長) 堀場 勇夫      植木 利幸      鎌田 司      中村 玲子      宗田 友子

### <特別委員>

小西 砂千夫	関西学院大学教授 (地方財政)	阿部 守一	長野県知事 (全国知事会推薦)
鈴木 豊	青山学院大学名誉教授 (公会計)	富岡 勝則	埼玉県朝霞市長 (全国市長会推薦)
勢一 智子	西南学院大学教授 (行政法・地方自治法)	汐見 明男	京都府井手町長 (全国町村会推薦)
中里 透	上智大学准教授 (財政学)		
沼尾 波子	東洋大学教授 (地方財政)		

## ○地方公共団体金融機構法 (平成19年法律第64号) (抄)

### 附 則

#### (検討)

第25条 政府は、平成29年度末を目途として、この法律の施行状況、地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況等を勘案し、地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完することを旨として業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ、機構の自主的かつ一体的な経営を確立する観点から、機構の業務の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会 報告書 (概要)

地方公共団体金融機構法附則第25条に基づき、①法律の施行状況、②地方公共団体による資本市場からの資金調達の補完、③業務の重点化、④自主的かつ一体的な経営の確立の観点から、機構の業務の実施状況を検証した結果、以下のとおり、地方共同法人として適切な業務運営を行っていることが確認された。

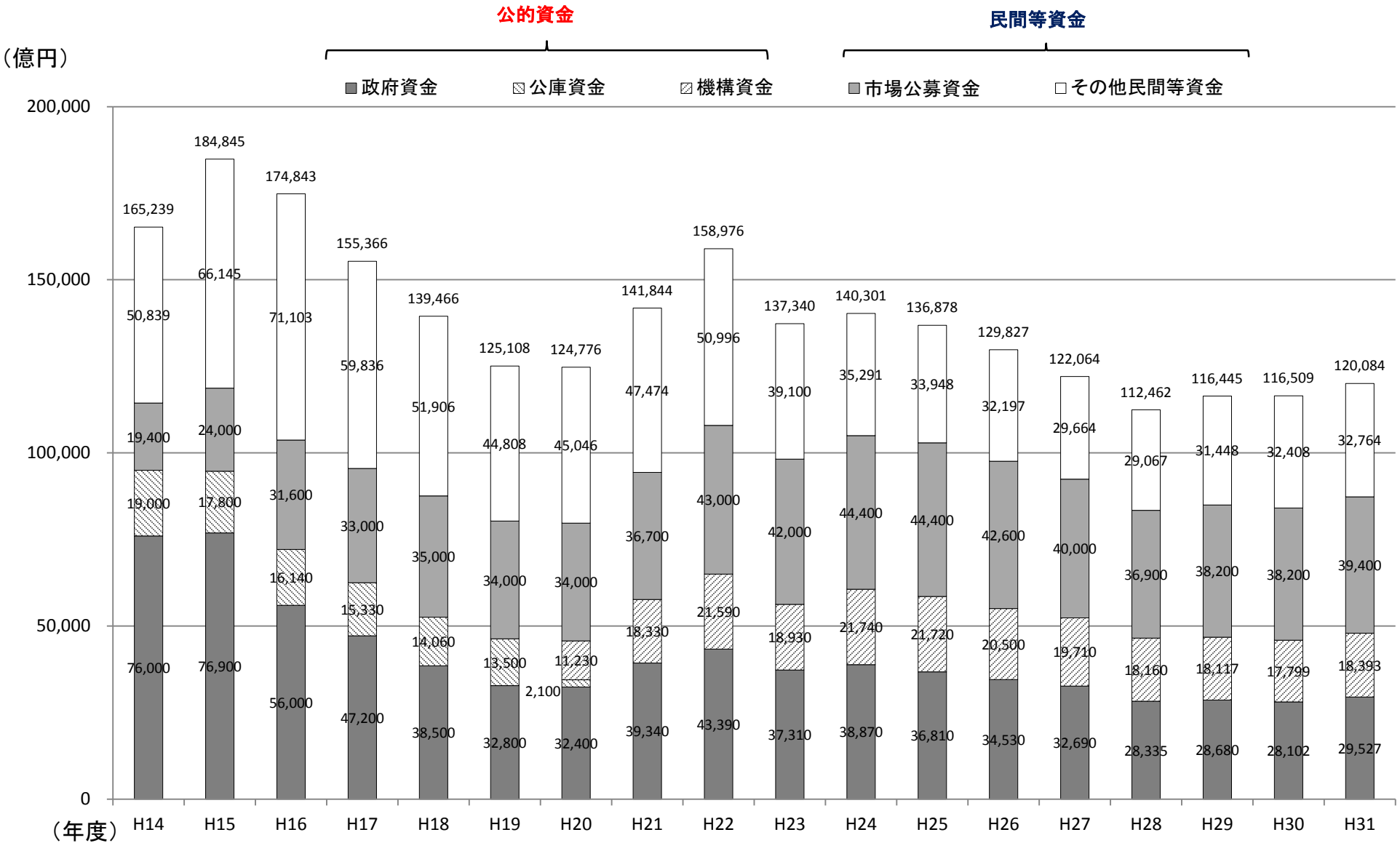
- 安定的な経営の下で、地方公共団体のニーズに対応し、長期・低利の資金供給が適切に行われていること。
- 小規模団体へ資金供給、危機対応時における対応等、セーフティネット機能の確保が図られていること。
- 地方公共団体の資金調達に関する地方支援業務が適切に実施されていること。
- 外部有識者の参画等、第三者の視点による外部的チェックが行われ、適切なガバナンスが確保されていること。



- 今回の検討結果としては、機構のこれまでの業務実施状況等を踏まえ、機構が引き続きその役割・機能を適切に果たすことができるよう、現行の枠組みを堅持すべき。
- 今後は、地方公共団体の政策ニーズ等を踏まえながら、「共助」としての機構資金のあり方について、引き続き検討を加え、改善を行っていくことが必要。

# 3 地方債資金

# 地方債計画額（当初）の推移（資金別）

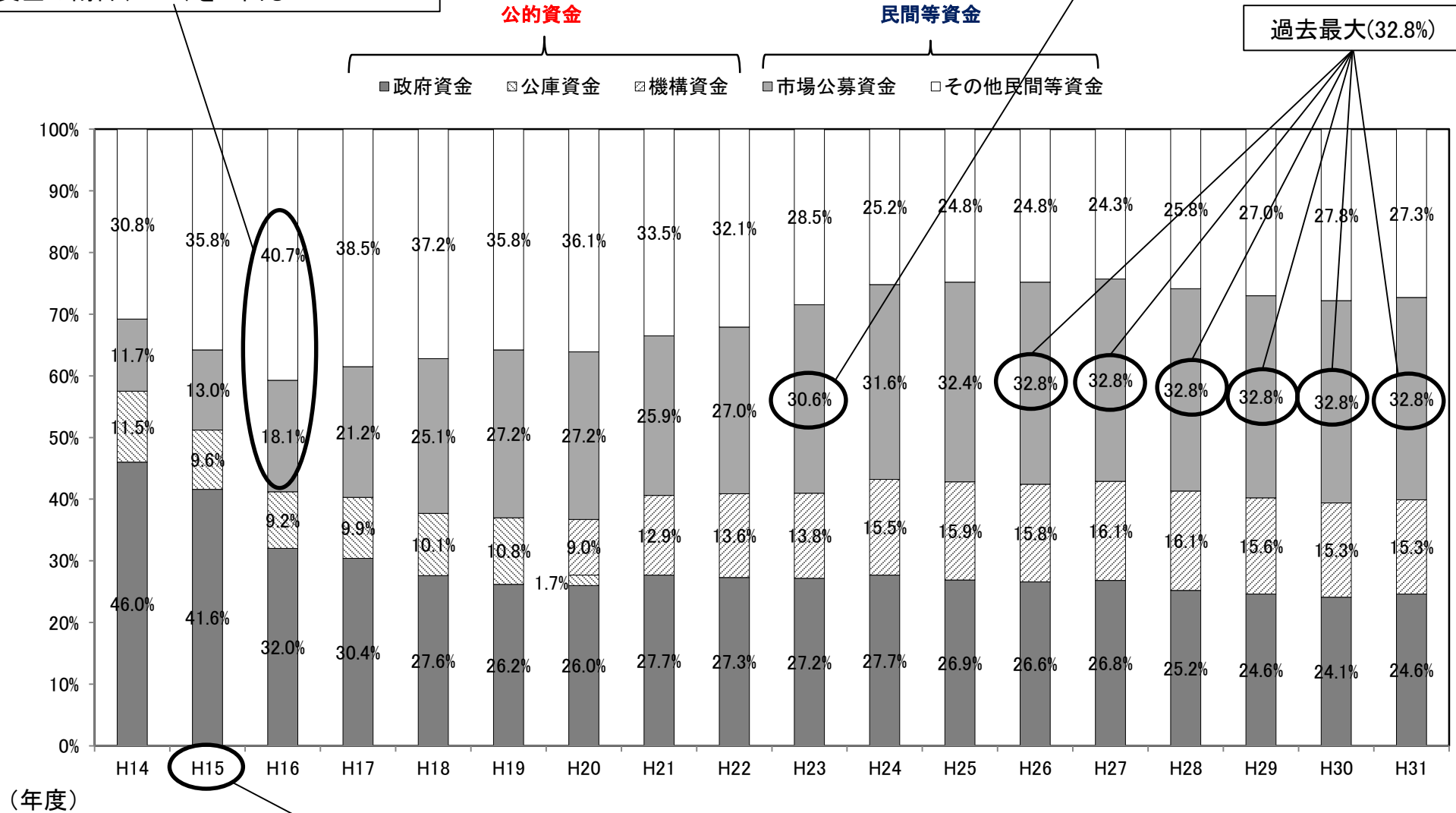


# 地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移

初めて民間等資金の割合(58.8%)が公的資金の割合(41.2%)を上回る

初めて市場公募資金が最も高い割合を占める(30.6%)

過去最大(32.8%)

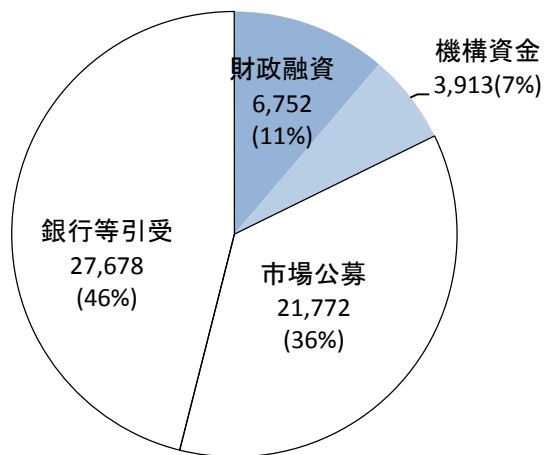


共同発行市場公募地方債の発行開始

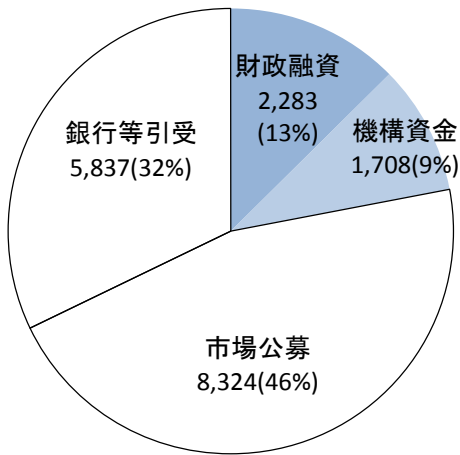
# 都道府県・指定都市・市町村別の地方債発行実績（平成29年度、資金区分別）

- ・都道府県及び指定都市にあつては、市場公募等の民間等資金が占める割合が高くなつている。
- ・市町村・特別区にあつては、財政融資等の公的資金が占める割合が高くなつている。

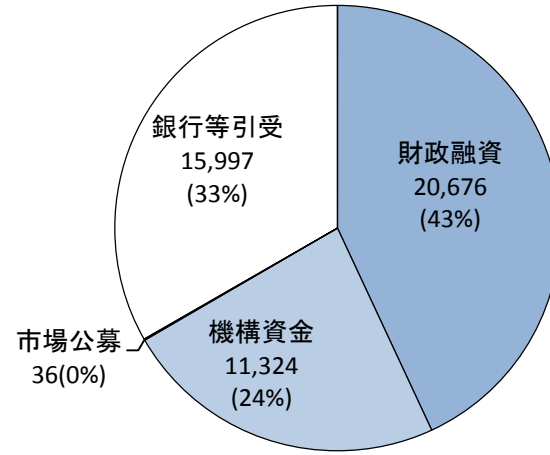
**都道府県**  
**(6兆115億円)**



**指定都市**  
**(1兆8,153億円)**



**市町村・特別区**  
**(4兆8,033億円)**

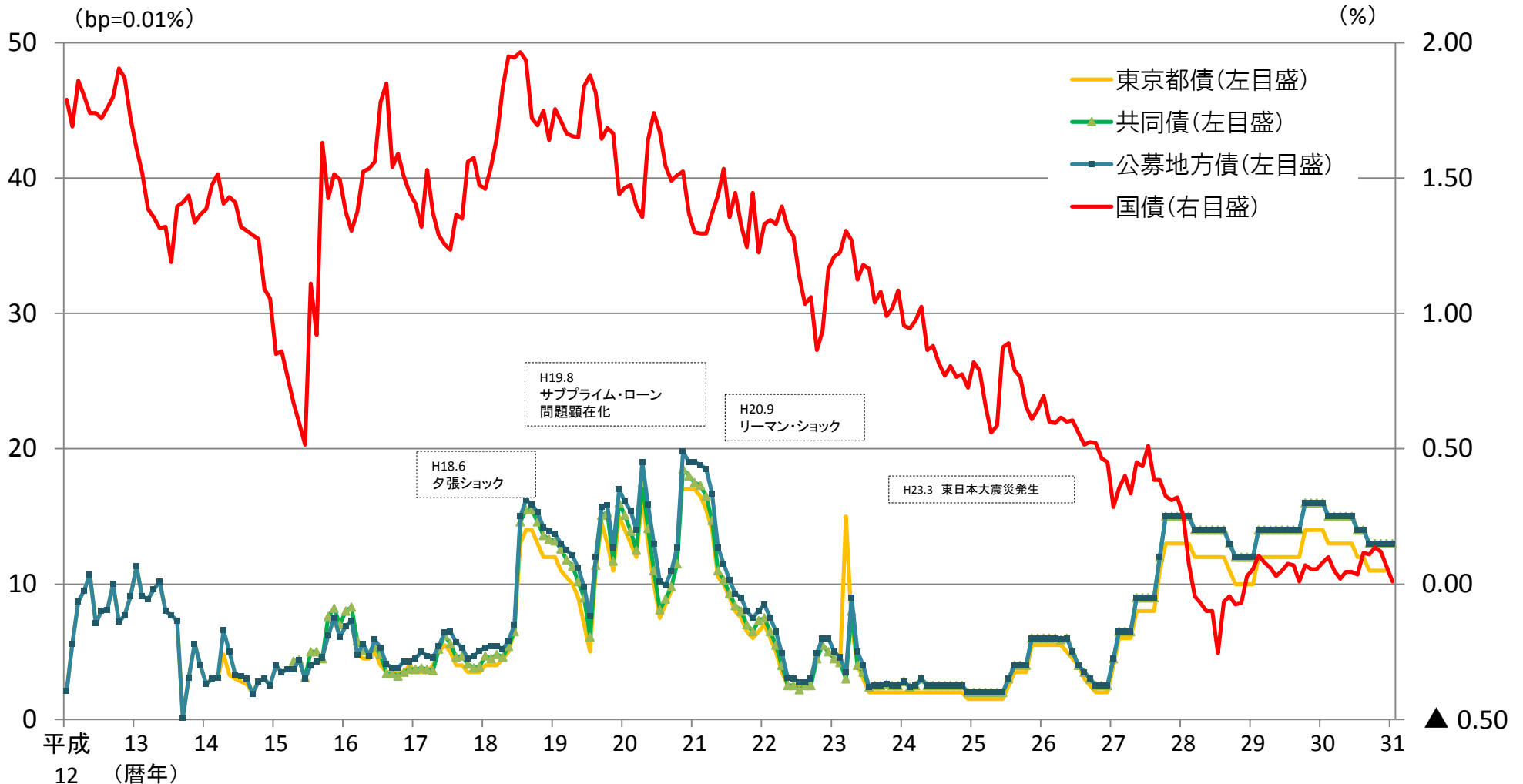


(単位: 億円)

合計	うち財政融資	うち地方公共団体 金融機構	うち市場公募	うち銀行等引受
126,300	29,711	16,945	30,132	49,512



# 10年新発国債利回りと10年地方債の対国債スプレッド推移



- ※ 公募地方債は、平成18年8月までは統一条件交渉方式により決定。平成18年9月以降は、個別条件交渉方式により決定されているため、ここでは、各月の最初の条件決定がされた個別地方債を用いて対国債スプレッドを算出している。
- ※ 国債利回りの低下に伴い、共同債(平成28年5～7月)・公募地方債(同年4～8月)・東京都債(同年4～8月)は、絶対値でのプライシングが行われた(同期間の対国債スプレッドは、スプレッドプライシングが有効であった場合の水準)。
- ※ 近年では日銀による金融緩和を受け、国債利回りが低下。地方債の対国債スプレッドは拡大したが、地方債利回りは低位で推移している状態。

# 平成31年度市場公募地方債について

市場公募地方債の発行を引き続き推進する。

[地方債計画計上額]

市場公募地方債 3兆9,400億円  
 (地方債計画総額に占める割合 ③〇 32.8% → ③① 32.8%)

(1) 全国型市場公募地方債 3兆8,900億円 (③〇 3兆7,700億円)

(2) 住民参加型市場公募地方債 500億円 (③〇 500億円)

〈参考1〉平成31年度市場公募地方債発行予定額 (借換分を含む)

合計 7.1兆円程度 (③〇 6.9兆円程度)



(注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注2) 上記の発行予定額は変更される可能性がある。

(注3) 平成30年度の数値は平成30年度計画ベースの数値。

〈参考2〉市場公募地方債の地方債計画 (当初) 計上額推移

(単位：兆円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
市場公募地方債	4.2	4.4	4.4	4.3	4.0	3.7	3.8	3.8	3.9
地方債計画総額に占める割合	30.6%	31.6%	32.4%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%

# 全国型市場公募地方債発行団体の推移

	都道府県	政令指定都市	団体数 (累計)
昭和 27 年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和 48 年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和 50 年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和 57 年度		広島市	23
平成 元 年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成 6 年度		千葉市	28
平成 15 年度		さいたま市	29
平成 16 年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成 17 年度	鹿児島県	静岡市	35
平成 18 年度	島根県、大分県	堺市	38
平成 19 年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成 20 年度	栃木県、徳島県		44
平成 21 年度	福井県、奈良県	岡山市	47
平成 22 年度	三重県	相模原市	49
平成 23 年度	滋賀県、長崎県		51
平成 24 年度		熊本市	52
平成 25 年度	高知県、佐賀県		54
平成 27 年度	秋田県		55

# 共同発行市場公募地方債

36の地方団体が共同して発行する債券  
(平成15年4月から毎月発行)

平成31年度発行予定:1.2兆円程度  
10年満期一括償還

## 1 連帯債務方式

共同発行市場公募地方債は、地方財政法第5条の7※に基づき36団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行

※地方財政法第5条の7

証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

## 2 ファンド(流動性補完措置)

発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置

【発行団体(平成30年度)】

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

# 地方債のリスク・ウェイト

1. 現行の地方財政制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること
2. 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度を通じて、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されること



地方債のリスク・ウェイト	(参考)国債のリスク・ウェイト
0%	0%

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）抄

（我が国の地方公共団体向けエクスポージャー）

第58条 我が国の地方公共団体向けの円建てのエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

2 略

# ※ 地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障

## 〔地財計画〕

### 標準的歳出

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費**等

### 標準的歳入

地方税、地方交付税（法定率分等）、地方債、国庫支出金等

地方財源不足額  
(平成31年度 4.4兆円)

地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障

〈根拠条文〉

地方交付税法第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
  - ロ 使用料及び手数料
  - ハ 起債額
  - ニ 国庫支出金
  - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
  - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
  - ハ 地方債の利子及び元金償還金

地方財政法第5条の3（地方債の協議等）

7 地方公共団体は、次の各号に掲げる地方債についてのみ、当該各号に定める公的資金（政令で定める公的資金をいう。以下この項において同じ。）を借り入れることができる。

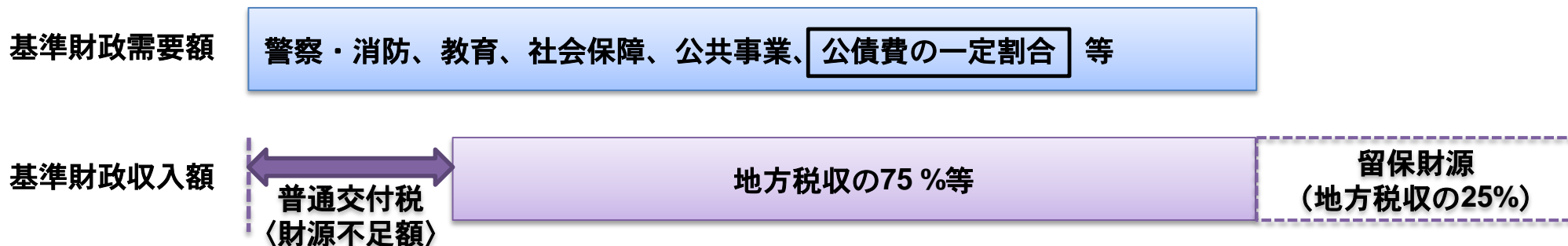
- 一 第1項の規定による協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債 当該同意に係る公的資金
- 二 前項の規定による届出がされた地方債のうち、総務大臣又は都道府県知事が第1項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められる地方債 当該届出に係る特定公的資金以外の公的資金

8 前項各号に掲げる地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

※同法第5条の4（地方債についての関与の特例）

6 前条第1項ただし書の規定は、第1項及び第3項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第7項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第8項の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

# ※ 地方債の元利償還金の地方交付税措置によるマイクロベースでの財源保障



基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、マイクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

〈根拠条文例〉

地方交付税法第10条（普通交付税の額の算定）

普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。（以下略）

同法別表第一（第12条第4項（単位費用）関係）

災害復旧事業債	95% 算入
減収補てん債	75% 算入
臨時財政対策債	100% 算入

⋮

同法附則第5条（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

過疎対策事業債	70% 算入
公害防止事業債	50% 算入

⋮

# 地方債の投資家層拡大に向けた取組み（IR活動）

※ IR=Investor Relations

○地方債については、何よりその信用を維持すること(償還確実性を確保すること)が重要。

そのためには、次の内容の周知を図る活動(IR活動)が大切。

- ・ 国における制度的対応: ①地方財政計画や地方交付税により元利償還に要する財源を確保すること  
②法律により財政健全化制度を設けること により、確実に償還が担保される仕組みが設けられていること
- ・ 地方公共団体における対応: ①行財政改革の推進や地域活性化施策の推進による税源の確保など歳出・歳入両面の取組み  
②分かりやすい財務情報※の開示

※ IRで各団体が提供している財務情報

予算・決算、実質公債費比率等の健全化判断比率、中長期的な財政収支の見通し、今後想定されるリスクとその対応、財政健全化に向けた取組み など

## 平成29年度実績

### ▽市場公募地方債発行団体合同IR説明会

共催	市場公募地方債発行55団体・総務省・地方公共団体金融機構・(一財)地方債協会
開催日	10月24日(火)
開催地	東京
参加人数	258人

### ▽共同発行市場公募地方債IR

#### <投資家説明会>

主催	共同発行市場公募地方債発行団体・総務省・地方公共団体金融機構・(一財)地方債協会
実施日	3月29日(木)
開催地	東京

#### <個別投資家IR>

主体	北九州市(共同債幹事団体)・総務省・(一財)地方債協会
実施日	4月20日(木)
主体	総務省・(一財)地方債協会
実施日	11月9日(木)、3月7日(水)
主体	北海道(共同債幹事団体)・総務省・(一財)地方債協会
実施日	3月6日(火)

### ▽個別団体のIR活動

(出所)地方債協会HP

団体名	開催日	開催地	備考
横浜市	4月21日(金)	東京都	市長が説明
川崎市	7月13日(木)	川崎市	市長が説明
埼玉県	7月18日(火)	東京都	知事が説明
神戸市	8月3日(木)	東京都	市長が説明
東京都	10月16日(月)	東京都	財務局主計部長が説明
京都市	11月7日(火)	東京都	市長が説明
浜松市	12月5日(木)	東京都	市長が説明

### ▽海外における地方債IR

<総務省、川崎市、地方公共団体金融機構、(一財)地方債協会実施分>  
9月18日(月)~22日(金)にかけアジア(香港及びシンガポール)にて、投資家訪問を実施した。

#### <個別団体実施分>

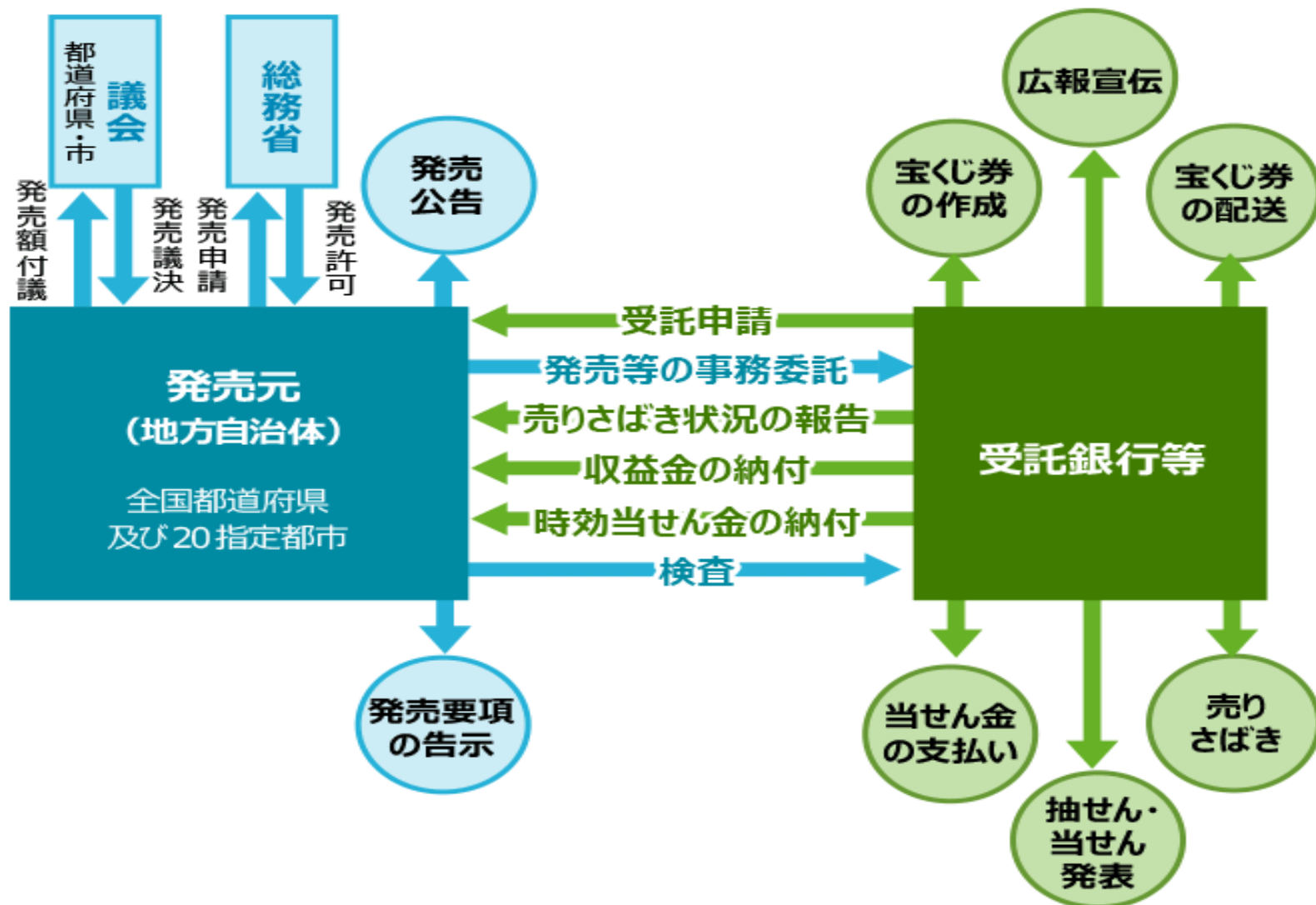
団体名	開催月	開催都市
東京都	4月	フランクフルト・コペンハーゲン・チューリッヒ・ヘルシンキ
静岡県	10月	香港・ソウル



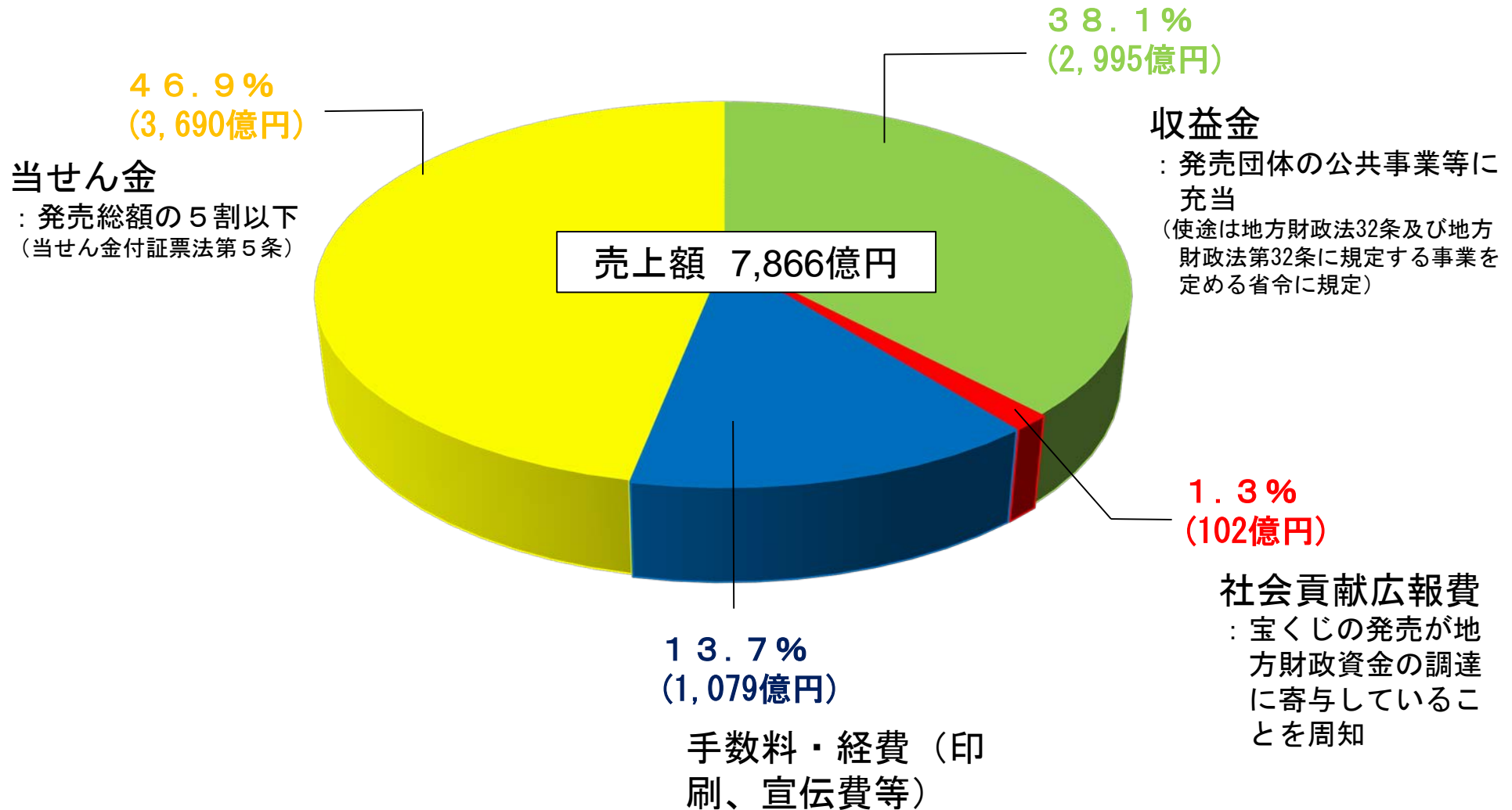
## 4 宝くじ

# 宝くじ発売のしくみ




- 宝くじは、47都道府県及び20政令市が発売団体であり、総務省は許可権者の立場。
- 宝くじの収益金は発売団体に納付され、当該団体の貴重な自主財源となる。



# 宝くじの売上げの内訳（平成29年度）

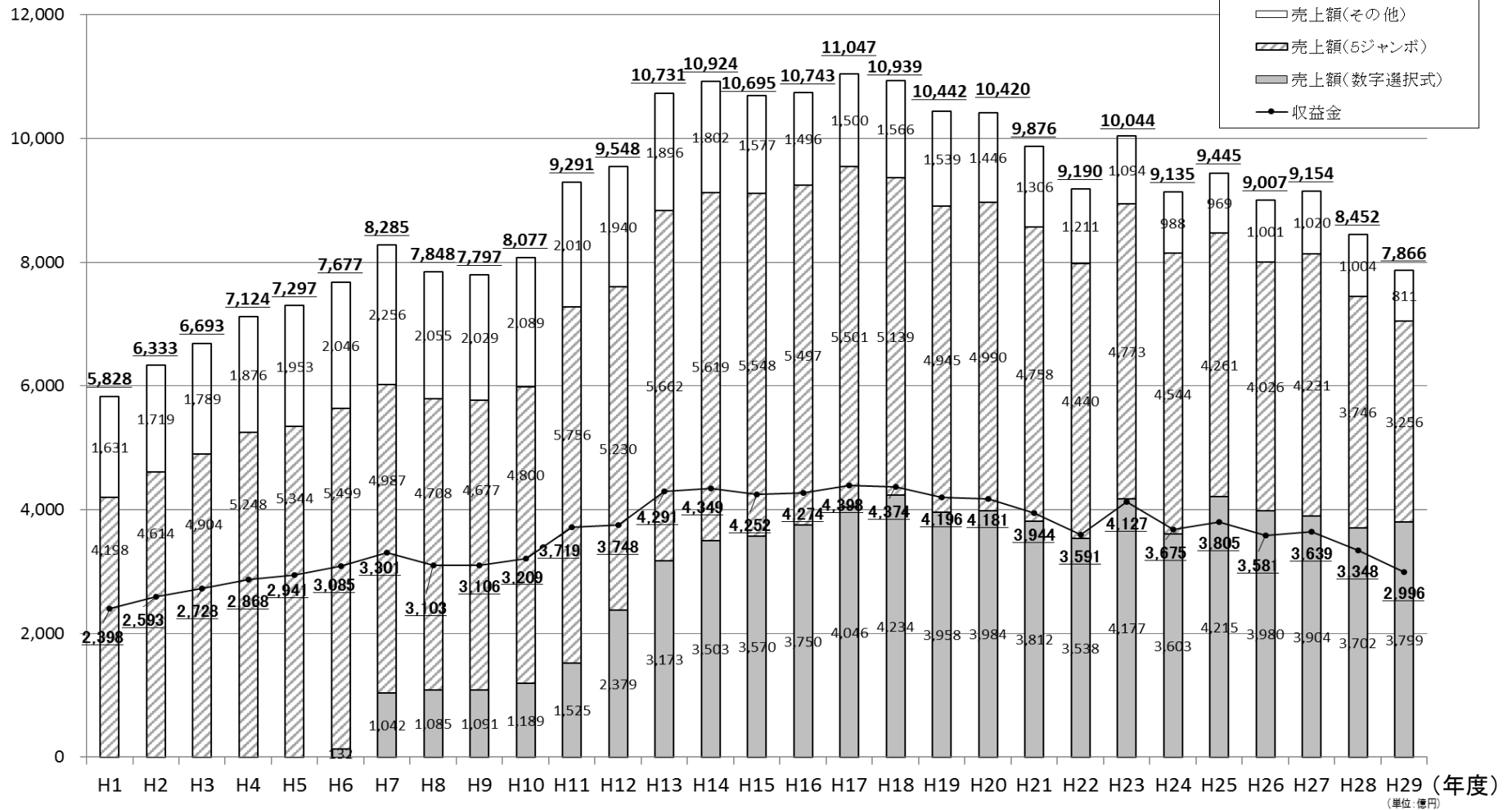


# 宝くじの種類

	種類	概要	例
紙くじ	ジャンボ宝くじ 地域ブロック宝くじ等	組・番号などがあらかじめ印刷された宝くじ券を購入し、後日の抽せんにより当せんを決定する宝くじ	<p>年末ジャンボ宝くじ 1等前後賞合わせて10億</p> 
	スクラッチくじ	券面上の枠を削り、その場で当たりが判明する宝くじ	
数字選択式くじ	ナンバーズ ロト6、ロト7 ビンゴ5等	購入者自らが数字を選択し、選択した数字に応じ、後日の抽せんにより当せんを決定する宝くじ	 <p>ロト6 1から43までの43個の数字の中から選んだ6個の数字と抽せん数字との一致によって、当せんが決定 (1等最高6億円)</p>

# 宝くじの売上額と収益金額の推移

(億円)



	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
売上額	5,828	6,333	6,693	7,124	7,297	7,677	8,285	7,848	7,797	8,077	9,291	9,548	10,731	10,924	10,695	10,743	11,047	10,939	10,442	10,420	9,876	9,190	10,044	9,135	9,445	9,007	9,154	8,452	7,866
収益額	2,398	2,593	2,728	2,868	2,941	3,085	3,301	3,103	3,106	3,209	3,719	3,748	4,291	4,349	4,252	4,274	4,398	4,374	4,196	4,181	3,944	3,591	4,127	3,675	3,805	3,581	3,639	3,348	2,996

※端数処理の都合により、数値が一致しない場合がある

※全国自治宝くじ事務協議会、関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会、近畿宝くじ事務協議会、西日本宝くじ事務協議会等の資料による

# 宝くじのインターネット販売の本格的導入

- 地域の公共事業や福祉施策などに活用されている宝くじの売上の向上に向け、購入利便性の向上のため、発売団体(全都道府県及び全政令指定都市)において、インターネット販売を本格的導入
- 具体的には、平成30年10月24日(水)から、宝くじ公式サイト<sup>(※)</sup>におけるインターネット販売が以下のとおり開始
  - ※ 宝くじ公式サイト  
各くじの特徴、購入方法、販売スケジュール等を紹介しているwebサイト(発売団体で構成される全国自治宝くじ事務協議会が運営) (<http://www.takarakuji-official.jp/>)

## 1. 購入可能な宝くじの種類

- 既にインターネットで購入可能な数字選択式宝くじ(ナンバーズ・ロト)に加え、ジャンボ宝くじ・通常くじ(スクラッチを除く)が購入可能  
(ほぼ全ての宝くじが購入可能)
  - ※ 全宝くじに占めるインターネットで購入可能な宝くじの割合：(現状) 46.1% (拡充後) 94.2% (平成29年度販売実績ベース)

## 2. 購入利便性の向上

- クレジットカード決済により購入可能
  - ※ 現在のインターネット販売における決済手段は、インターネットバンキングによる口座引落のみ
- 会員制度(商品情報等の受け取りが可能)及びポイント制度(インターネットでの100円の購入につき1ポイントの付与)の導入
  - ※ 宝くじ公式サイトでの宝くじの購入のためには会員登録が必要